

## 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

1 日 時 令和5年12月12日（火）午後1時00分～午後2時50分

2 場 所 福島区民センター 1階ホール

3 団 体 名 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議

4 協議等の趣旨 障害者の自立と完全参加を目指す要望についての協議

5 出 席 者

（団体側）

30人

（本 市）

福祉局 10人 消防局 5人

6 議 事

（1）通過型グループホームについて（グループホーム等に関する要求項目2. ①）

団体要望概要

- ・事業所が不適切な支援等を行う恐れもあるため、利用者の暮らしが守られるような指定基準等になるよう国に要望するとともに、国が曖昧な基準を定めた場合は、市として指定の際に十分に確認するとともに、指導など責任を持って対応してほしい。

本市説明概要

- ・通過型については、現時点で詳細がわからないが、本市としては利用者の安心安全な暮らしが守られるよう対応していく。

（2）障がい支援区分の問題について（グループホーム等に関する要求項目2. ②）

団体要望概要

- ・障がい支援区分2の報酬が下げられる見込みであるため、報酬の見直しを国に働きかけてほしい。

本市説明概要

- ・障がい支援区分2の報酬単価が下がる点については、懸念している。本市としても、機会を見つけて国に強く要望していく。

（3）グループホームの個別ヘルパー利用について（グループホーム等に関する要求項目2. ③）

団体要望概要

- ・個別ヘルパー利用の長期間利用の報酬が減算される見込み。必要であるからヘルパーを利用して

いるため、報酬の見直しについて国に対し働きかけてほしい。

- ・長時間利用報酬が減算されるとグループホームの支援員が配置できなくなるため、代わりにヘルパーを付けられるようにしてほしい。

#### 本市説明概要

- ・グループホームの個人単位のヘルパー利用については、制度上必要なものであると認識している。本市としてはこれまでも制度の恒久化を求めている。報酬の減算については、ヘルパー利用の面からできる限りの対応をしていきたい。
- ・実態を把握したうえで国へ要望してまいりたい。

### (4) グループホームの大規模化について（グループホーム等に関する要求項目 2. ④、3. ①）

#### 団体要望概要

- ・国の基準等において、入浴や食事に関する支援など住まいの場として当たり前と考えられる支援内容を定めていないため、悪質な大規模グループホームが出来ている。障がいのある方の生活が守られるよう検討してほしい。

#### 本市説明概要

- ・本年2月に指定時等に確認するためのチェックシートを作成し、支援内容等について確認できるよう対応しているところ。日中活動系サービスとの合築についても、チェックシートの作成等、検討していきたい。

### (5) ガイドラインについて（グループホーム等に関する要求項目 3. ②）

#### 団体要望概要

- ・グループホームの生活の質を確保するためガイドライン案を国に先立って作成いただきたい。

#### 本市説明概要

- ・国の方でガイドラインが作成されると聞いているが、時間がかかるようであれば、検討する。

### (6) 啓発について（グループホーム等に関する要求項目 4. ③）

#### 団体要望概要

- ・マンション管理支援機構等への啓発について、しっかりと対応していただきたい。（要望のみ）

### (7) 住居利用型のグループホーム（以下「グループホーム」という。）の消防法令上の用途について（グループホーム等に関する要求項目 4. ①）

#### 団体要望概要

- ・共同住宅等に入居するグループホームは、「施設」ではなく「住まい」である。共同住宅等にグループホームが1件でも入居すれば消防法施行令別表第一の16項イとなり、デパートや病院等と同じような位置付けとなっていることはおかしいと考えている。（意見のみ）
- ・既に国（消防庁）にも要望をしているが、例えば共同住宅等に入居するグループホームで、24時間の支援体制の有無等の利用形態によって、6項ロや6項ハの取扱いを区別することはできないか？

#### 本市説明概要

- ・グループホームの消防法令上の用途の取扱いについては、既に国（消防庁）の方でも実態を把握しているところである。現在、係争中であり、引続き裁判の結果を注視していきたい。

#### (8) 防火対象物の違反状況の公表（以下「公表」という。）について（グループホーム等に関する要求項目 4. ②）

##### 団体要望概要

- ・共同住宅等の入居者の重度化や高齢化に伴う障害支援区分の変更により消防法令上の用途が6項ハから6項ロへ変わること、必要な消防用設備が2週間以内で設置されていない場合、「違反物件」としてホームページ等で公表されるが、障害支援区分の変更による用途変更は、悪質な違反事例ではないことから違反対象の除外もしくは公表まで十分な期間を設定する等見直すことはできないか？

##### 本市説明概要

- ・現状、公表の対象に該当する場合は、防火安全上リスクが高いと言わざるを得ない状況である。しかし、消防局としては、相当な対応が必要であることも承知しており、国（消防庁）が示す方針に沿いながら施設関係者等と事前の協議を実施し、特例基準の適応等により対応している。